

第 52 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 26 年 6 月 20 日（金）10:00～12:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子

（専 門 委 員） 加藤 久和、山田 育穂

（審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課：岩佐課長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「国勢調査の変更について」

5 概 要

（1）諮問の概要説明等

国勢調査の調査計画の変更案に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた。

また、国勢調査の変更に関する補足説明資料に基づき、総務省統計局統計調査部国勢統計課から説明が行われた。

（2）調査方法の変更について

ア オンライン調査の全国展開等

オンライン調査を全国展開するとともに、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築することや紙の調査票の配布に先行してオンライン調査の回答期間を設定する方式（オンライン先行方式）により調査を実施することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

- ・ 国勢調査は、調査事項が比較的シンプルなことから、オンライン調査に向いている統計調査であり、調査対象者も全国民と極めて多く、規模の経済が働くため、オンライン調査の全国展開は中長期的に調査の効率化に資するものと期待している。

- ・ オンライン先行方式における調査対象世帯の回答期間は、調査期日（10月1日）以前に設定されることから、回答時点と調査期日時点では、例えば就業の状況等が異なることもあり得るため、調査対象世帯に対して調査期日時点の状況を記載するよう十分な周知を図る必要がある。

調査対象世帯に対し、オンラインによる回答に当たっては、調査期日現在の状況を回答してもらうよう十分に周知をしていきたい。

また、調査期間の終盤に調査対象世帯に対し「確認状（調査票提出のお礼及び督促）」を配布し、オンライン回答の内容に変更がある場合は、修正報告をしてもらうよう再周知を行う予定である。

- ・ オンラインによる回答の場合、調査事項に適切に回答をしないと次の事項に進めないことから質の高い回答内容になると思われる。一方、紙の調査票による回答の場合、回答内容が必ずしも十分でない可能性もある。このため、オンラインによる回答と紙の調査票による回答とでは、回答の質に差異が生じると考えられるが、そのような観点から

の議論は行ってきたのか。

今回の変更において、前回調査で導入した調査票の提出に当たり密封して提出する「全封入方式」から封入するか否かは報告者の判断に委ねる「任意封入方式」に変更し、高齢者世帯等に対し記入支援や確認などを円滑に行えるようにすることによって、紙の調査票についても、記入内容の質の確保に努めることとしている。

- ・ オンライン等による回答状況を迅速に把握することが可能な提出状況管理システムは、正に市町村等が求めていたものであり、同システムをうまく活用できれば効率的な実査が可能となるものと考えている。

イ 任意封入方式の導入

報告者から調査員への調査票の提出方法に関し、記入の支援や記入不備の改善を図るため、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する「全封入方式」から封入するか否かは報告者の判断に委ねる「任意封入方式」に変更することについては、審査メモに沿って審議が行われた結果、特段の意見なく了承となった。

ウ 郵送回収方式の市町村長による採否

調査票の郵送回収を調査方法の一つとして原則としつつも、市町村の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする変更について、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

- ・ 郵送回収を行わない市町村の住民にはその旨の周知徹底を行う必要があると思うが、どのようなタイミングで市町村の採否を確認し、住民への周知を行っていくのか。
統計委員会の答申において、こうした調査方法について了承が得られた後に市町村の要望を確認の上、関係市町村の住民へ十分な周知を行っていききたい。

エ 調査員による他計報告調査の併用

「ト 住宅の建て方」等については、調査員が住宅の外観等から把握が可能であり、今回、「ク 5年前の居住の所在地」等の調査事項を追加するため、記入者負担の軽減を図る必要があることから、報告者自ら報告する「自計報告方式」から原則として調査員による「他計報告方式」に変更することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

- ・ 当該変更については、報告者の負担軽減及び他計化による回答の質等の確保の観点から適当と考える。なお、オンラインにより回答する報告者の場合は、従来どおり自計報告方式のままとなるが、これについては、「住宅の建て方」等は回答に当たり判断に迷うような事項ではなく、当該報告者についてまで他計報告方式とした場合のデータ管理の難しさなどを勘案すると、やむを得ないのではないと思われる。
- ・ 「住宅の建て方」等に関する回答は、オンラインで回答する報告者にとっては、特に難しいものではなく問題はないと思われる。

6 次回予定

次回部会は、平成 26 年 7 月 11 日（金）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

以上